平成２２年（フ）第６３０３号
大阪府八尾市天王寺屋５丁目27番地
債務者　村尾ヤス子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０４号
大阪府八尾市天王寺屋５丁目27番地
債務者　村尾　隆之
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０９号
大阪市東成区中本５丁目12番41―103号
債務者　山本　　孝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２７号
大阪府寝屋川市中木田町13番８号
債務者　桑原　良子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番12号　木原マンション201号
債務者　井上　智明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６１号
大阪市都島区中野町２丁目９番19号　ＥＰＯ都島レジデンスⅡ602号
債務者　土坂　祥子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０９号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―227号
債務者　石原　櫻華
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１８号
大阪府高槻市五領町10番５―103号
債務者　山口　健太
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７０号
大阪府豊中市利倉東１丁目１番５―1005号
債務者　鎌倉　美佐
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９３号
大阪府寝屋川市萱島南町４番17号
債務者　岡　美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４７号
大阪府門真市元町７番23―302号
債務者　神原　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４９号
大阪府門真市幸福町15番19号
債務者　吉村ひとみ（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５７号
大阪府枚方市津田駅前１丁目13番８―808号
債務者　南　美和子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９号
山形県西置賜郡白鷹町大字下山103番地
債務者　新野望こと　沈　殷　京
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１３号
山形県南陽市鍋田630番地
債務者　鈴木　留里
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３８号
山形県南陽市宮内2590番地
債務者　山口　せい
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２９４号
茨城県かすみがうら市稲吉東５丁目21番18―302号
債務者　沼﨑　明子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
千葉県袖ケ浦市蔵波245番地６　ヴィラボヌール101号
債務者　笠原　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部